

## 住宅リフォーム支援事業【内外装等の改修工事】のお知らせ

小松島市では、住環境の向上および地域経済の活性化を図るため、市内の施工業者によるリフォーム工事(30万円以上)を行う方に、費用の一部(最大15万円)を助成します。

## 対象住宅

- リフォーム工事を着工していないもの
  - 市内の個人住宅
  - 市内の併用住宅
  - 過去に当該補助金または、その他のリフォーム補助金および同年度に木造耐震化促進事業補助金を受けていない住宅
- ※空家(リフォーム後居住予定)でも可



## 補助対象者

- 対象の住宅および併用住宅の所有者等であること
- 市税を滞納していない人

## 補助対象工事

- 市内の施工業者(市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人事業主)が行う工事であること
- 補助対象工事費が30万円以上であるもの
- 申請年度の2月末日までに完了実績報告を提出できる工事であること
- 併用住宅の居住部分(居住部分と非居住部分の算出困難な場合は延べ床面積にて按分)

## 補助対象工事 (主な工事の例)

- 外壁塗装・外壁改修工事
- キッチン・トイレ・お風呂・エアコン等設備工事
- クロスやフローリングの張替え等

## 対象外

外構工事費/備品購入費(取付け工事を伴わないもの)等

## 補助金額

- 補助対象工事費の5分の1(最大15万円)

## 申込期間

- 5月13日(月)から31日(金)(土日を除く)  
午前8時30分から午後5時15分

## 申込場所

- 住宅課(市役所2階)

## 申込予定件数 20件

- ※予算件数より申込者が多い場合は、抽選となります。
- ※抽選を行う場合は、住宅課より連絡をいたします。

## 抽選日・抽選場所

- 6月14日(金) 午後1時30分 市役所4階大会議室
- 事前申込書は、市ホームページからダウンロードしていただくか、住宅課にてお受け取りください。  
※申込期間を終了してから、補助金の申請になります。



市ホームページは  
こちら▼



## 危険なブロック塀の除却(撤去)に補助金を交付します

地震時などに倒壊等するおそれのある、危険な市内のブロック塀等について、その所有者等が除却工事(撤去工事)を行う場合に補助金を交付します。

## 対象

避難地、避難路等沿道に面したブロック塀等で指定の点検表の結果、危険と判断されたもの。

- 避難地: 地域防災計画に定める避難場所、避難所等
- 避難路: 建築基準法第42条の道路、第43条第2項の道路※  
※建築の際のいわゆる接道義務を満たす道  
: 地域防災計画に定める緊急輸送路  
: 通学路等

対象路線に該当するかの確認にお時間を要します。ご自身のブロック塀等が当事業に該当するかどうか、事前にお電話等で住宅課までご相談ください。

市ホームページは  
こちら

## 補助金額

補助対象経費の3分の2以内(上限66,000円)



## 申込方法

申請書類(押印必要)および下記添付書類を住宅課までご提出ください。

## 添付書類

- 付近見取り図
  - ブロック塀の位置、高さ、延長および道路の幅を記載した図面(手書可)
  - 撤去前のブロック塀の写真(全景および不適合箇所がわかるもの)
- ※要件等詳細については、お問い合わせください。

## 申込期間 11月29日(金)まで

※予定件数に達し次第終了させていただきます。  
ただし、令和7年2月28日(金)までに工事を完了の上、実績報告書を提出する必要があります。



問 市住宅課(市役所2階) ☎32・2120/FAX32・7800

✉ juutaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp